# 特殊法人等改革における緑地整備事業の取り扱い

# 鈴木弘孝

#### 【要旨】

財政投融資(財投)改革並びにこの改革と一体的に進められた特殊法人等改革において、1960年代の産業公害の防止を目的として、生活環境の保全・改善を図るため、前身の公害防止事業団以来、環境事業団(以下「事業団」)が実施してきた緩衝緑地等の緑地整備事業が、2002年度以降は事業継続中のものを除き廃止となった。これは、2001年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、当該事業が「本来は地方公共団体の事務」と整理されたことによる。事業団の緑地整備事業は財投資金と国庫補助金による財政支援措置と事業団の緑化技術による技術的支援措置により環境対策としての緑地整備を早期かつ効率的に行うため、国の立場から地方公共団体を支援する制度である。整備された緑地は永続性のある都市のインフラとして生活環境の保全と改善に寄与してきた。事業団による緑地整備手法は、環境対策としての緊急性を有する緑地の整備に有効であり、この整備手法は中国の現下の大気汚染問題等の緩和を図るため、わが国がグローバルに貢献できる環境分野として再評価されて良いと考える。

キーワード:特殊法人等改革、財政投融資制度改革、特殊法人等整理合理化計画、 環境事業団、緑地整備事業

#### はじめに

平成9 (1997) 年 11 月に資金運用審議会懇談会がとりまとめた「財政投融資の抜本的改革について 1) 、平成10 (1998) 年 6 月に制定された「中央省庁等改革基本法」第 20 条 等を踏まえ、平成11 (1999) 年 12 月に財務省理財局より「財政投融資制度の抜本的改革案(骨子) 2)」がとりまとめられ、財政投融資制度改革(以下「財投改革」という。)の今後の方向性について、財政当局である財務省の基本的姿勢が明らかにされた。この改革案に則って、平成12 (2000) 年 5 月には「資金運用部資金法等の一部を改正する法律 3)」が制定され、戦後、わが国の住宅・社会資本の整備を支えてきた財政投融資のしくみが大きく転換することとなり、郵便貯金や年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用が図られることとなった。

「財投改革」の主旨は、制度の根幹を成す郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託を廃止して、特殊法人等の行う施策に真に必要な資金を市場から調達する仕組みへと抜本的な転換を図ることにより、財政投融資制度の市場原理との調和を図るとともに、特殊法人(輸注2)等の改革・効率化の促進に寄与することにあった。以下に、財投改革並びにこの改革と一体的に進められた特殊法人等改革により、前身の公害防止事業団以来、生活環境の保全・改善のために環境事業団が実施してきた緑地整備事業がどのように変革を求められ、廃止に至ったかについて、行財政改革の経過を踏まえて、以下に検証する。

## 1. 環境事業団の緑地整備事業の特性

昭和 40 (1965) 年に公害防止事業団が設立されて以降、わが国の高度経済成長の過程で発生した外部不経済である産業公害を防止する目的で設置された緩衝緑地(共同福利施設)を主軸として、その後の社会経済環境の変化していく中で、環境行政の主要課題の変化に対応した形で大気汚染対策緑地、産業廃棄物処理施設一体手緑地、地球温暖化対策緑地の緑地整備事業が、順次実施されていった。公害防止対策から近年の地球環境問題や廃棄物処理問題まで、わが国の環境行政の主要課題への対応を図るために実施されてきた緑地整備事業は、「建設譲渡事業」という事業団独自の制度スキームによって具体化され、推進されたのである 4,5)。

- この事業方式が、通常の受委託方式と異なる点は以下の点である。
- 一点目は、事業団自らが都市計画事業者として主体的に事業を実施する点、
- 二点目は、技術支援と財政支援が車の両輪となって、事業を牽引する点、
- 三点目は、「汚染者負担の原則」に基づき、事業費の一部を事業者に負担させるしくみと なっている点である。
- 一点目については、地方公共団体との譲渡契約を経て、事業団が都市計画法第59条3項に基づき、都市計画の事業者となって事業を主体的に実施していくことであり、国庫補助事業の申請も自らが国土交通省に対して行い、交付を受けて基本・実施設計、用地の取得、工事の実施を行うものである。
- 二点目については、「技術支援」として事業団の技術スタッフの経験とノウハウを活用した総合的なプロジェクト管理体制の下での効率的な事業執行が図られる点と「財政支援」として、長期低利の財投資金と国庫補助金等により事業に要する財源を措置する点である。これにより、地方公共団体は埋立地等での公害の著しい地域等の条件下において環境保全対策としての緑地を初期の財政負担をほとんど伴うことなく、事業団にアウトソーシングし、効率的な整備を行うことを可能とした。

三点目については、環境対策として緑地整備を行う上で、いずれの緑地事業にも貫いている当該事業スキームの根幹をなすものであり、具体には共同福利施設整備の企業負担や大気

汚染対策緑地の公害被害補償予防協会からの助成金、地球温暖化対策緑地の土壌環境保全対策に要する費用の事業者負担金等である。これら事業者負担に要する費用も、整備段階においては事業団が財投により措置し、企業側からは地方公共団体への譲渡後の償還時に合わせて、費用を徴収することにより、企業側にとっても初期の財政負担は軽減されている。このような事業団独自の事業方式の採用により、平均事業期間が 4.2 年という短期間での整備が可能 の となったのである。

## 2. 財政投融資制度改革の経緯と緑地整備事業

財政投融資制度は、戦後のわが国の住宅・社会資本整備やストックの増大等を通じて経済発展を支えてきたが、市場経済が格段に発展してきた今日においても、その仕組みが変わっていないこと等により、多くの問題を有しているとして、上記懇談会のとりまとめ<sup>2)</sup>においては以下の問題点が指摘された。

- ①資金調達面からみた問題点
- ア. 資金の受動性からくる問題点
  - ・財政投融資の規模の肥大化
  - ・短期運用の増大に伴う運用リスクの増大、公的資金による民間金融市場の歪曲化
- イ. 金利設定の問題点
  - ・預託金利、貸付金利の水準が市場と連動した水準となっておらず、変更も政令改正が 必要なため、機動性を欠いている。
- ②資金運用面からみた問題点
- ア. 財政規律面の問題点
  - ・政策コストの十分な分析がないまま、融資が行われた結果、後年度に多大の財政負担 の増大を招いた例があること。
  - ・景気対策等のために特殊法人等に対して安易な貸付が増大し、財政投融資の肥大化を 招来したとの意見があること
- イ. 長期・固定金利に伴う問題点
  - ・貸付金利について、貸出期間にかかわらず一律の金利となっており、借入側にとって は、借入期間を長期に設定するインセンティブが働きやすいこと。
  - ・貸付金利と預託金利が同一であるという財政投融資制度の性格から、繰上げ償還等借 り手の負担軽減のためのコスト転嫁を受け入れる余地のないこと。

これらの問題点に対処するに当たり、「入口」部分に当たる郵便貯金や年金積立金の全額が、資金運用部に預託されるという従来の財政投融資のシステムを転換して自主運用とし、特殊法人等が政策遂行上において、真に必要となる資金を、市場から調達するしくみに変える、いわゆる「出口」部分に当たる特殊法人等改革の必要性が資金運用審議会や行政改革会

議等から指摘されたのであった。

(2) 財政投融資制度改革の要点

上記改革案の骨子において、まとめられた制度改革の要点は、以下のとおりである。

## 1) 資金調達

①郵便貯金・年金積立金の預託の廃止(自主運用)

郵便貯金・年金積立金について、資金運用部に対する預託義務を廃止するとともに、簡保積立金について財投機関等への融資を廃止し、平成13年(2001)年4月以降は、金融市場を通じ自主運用を行う。

#### ②財投機関債

特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通 じ、運営効率化へのインセンティブが高まることから、各機関は財投機関債の発行に向け た最大限の努力を行う。

#### ③政府保証債

直ちに政府保証なしで財投機関債を発行することが困難な機関等について個別に厳格な 審査を経た上で限定的に政府保証債の発行を認める。

#### ④財投債

上記②、③のいずれによっても資金調達が困難であったり、不利な条件を強いられる機関、事業等について、国の信用で一括して財投債によって調達した資金の貸し付けを受ける方式を認める。

## ⑤財投債の財政規律の確保等

財投債は、財政規律を確保するため、新しい特別会計において発行し、発行限度額について国会の議決を受ける。発行・流通の仕組みについては、現行の国債と一体のものとして取り扱う。

2) 財政投融資の対象分野・事業の見直し

民業補完の趣旨を徹底し、償還確実性を精査する等不断の見直しを行い、投融資の肥大 化を抑制する。

3) 市場原理との調和の推進

貸付金利については、貸付期間に応じ、国債の市場金利を基準として設定する。また、 10年ごとの金利見直し制も選択可能とする。資産・負債管理(ALM)の充実を図る。

4) 国会の議決等

財政投融資は、財政政策の一環として、改革後も国会の議決を受ける。

5) 経過措置

郵便貯金及び年金積立金の預託の廃止に当たっては、市場に与える影響に十分配慮し、 激変緩和のための適切な経過措置を講ずる。

## 6) 政策コスト分析の充実等

財政健全性の確保、財政投融資の対象分野・事業の見直しに資するため、財政投融資対象事業の政策コストを定量的に把握し、公表する。政策コスト分析を通じ、特殊法人等の業務・財務の改善、財政規律の向上を図る。

- 7) ディスクロージャーの推進 各特殊法人等、財政投融資全体のディスクロージャーの拡充を図る。
- 8)「資金運用部」の廃止 「資金運用部」を廃止し、新しい財政投融資制度にふさわしい仕組みを構築する。
- 9) 実施時期 中央省庁等改革基本法等に基づき、平成13(2001)年4月より実施する。

この骨子における財投改革のポイントは、特殊法人等は事業を行うための必要な資金については自ら財投機関債を発行して自己調達するよう最大限の努力を行うこととされ、組織と業務の必要性を市場の評価に委ねる方向で改革を行い、市場原理に則った資金調達を特殊法人等に課すことにより、業務の抜本的な見直しを進めていくことにあった。なお、財投機関債による資金調達では、必要資金を確保することが困難な機関については、①その業務が民業補完のために実際必要なものか、②将来の国民負担を推計した政策コストの分析、③償還確実性、等を精査し、業務についてゼロベースからの徹底した見直しを行った上で、財投債によって調達した資金について国会の議決を経た上で、各機関への貸し付けが認められた。

財投債は、財政規律確保の観点から、一般会計と区分経理した新しい特別会計の下で発行され、発行限度については国会の議決が必要とされる。財投債の調達金利は、市場に連動した条件で行うこととされ、貸付金利については、貸付期間に応じ、国債の市場金利を基準として償還形態も勘案して設定し、10年毎の金利見直しを選択することができる。

平成 13 (2001) 年 4 月に「資金運用部資金法等の一部を改正する法律<sup>3</sup>」の施行に伴い、平成 13 (2001) 年度の財政投融資計画から新制度が実施されることとなった。財投機関債が発行できない組織については、市場から評価されないことと同義と見なされ、財政当局からも財投債の貸し付けを行う前提として財投機関債を発行することが強く求められ、いずれは廃止又は他の組織との統合・再編を求められることを余儀なくされるという基本的な枠組みの中で、環境事業団が実施してきた環境対策としての緑地整備事業においても、事業そのものの存続が特殊法人改革等の議論と平行してゼロベースで行政改革の遡上に乗って検討されていくこととなった。

## 3. 財投機関債の発行について

## 3.1 財投債の調達と地方公共団体からの償還条件

上記のような、財政投融資制度改革の動きを踏まえ、環境事業団においても財投機関債の発行条件と発行の規模、調達方法についての検討が進められ、所管省庁である環境省を通じて財政部局との協議が進められていった。それまでの財政投融資制度の下においては、資金の借入れと貸出しの金利は同一であり、資金運用部から借り入れた財投金利と同一の金利で譲渡先である地方公共団体からの償還金利が設定されていた。財投債の事業団としての借入れ期間は、財政部局との協議の結果 15 年に一本化されたことに伴い、事業毎の償還条件の見直しが必要となり、緑地関係事業については譲渡先である地方公共団体からの償還期間を現行の20年で設定した場合には、償還金利は財投債の20年もの金利で設定することとなった。

事業団の従来からの償還金利と償還期間については、地方公共団体が行う都市公園事業の地方債の償還条件と同一条件であったので、財投改革後に事業団の緑地関係事業の償還条件と地方公共団体の地方債の償還条件とを比較して不利な条件設定となると、事業そのものの成立が困難となることから、その整合性が保たれることが必要条件となった。財政当局からの検討指示のあった20年もの金利で設定した場合でも、理論上は据え置き期間が事業団が2年以内、地方公共団体が3年以内となっており、この据置き期間の差により償還コストは事業団の方に若干の有利性を有しており、かつ平成12(2000)年度の時点においては実体的にも同一であることから、最終的には緑地関係事業の償還条件は以下のように設定された。

・償還期間 (2年以内据置き)20年以内償還

・償還金利 財投債 20年もの金利

・調達金利 財投債 15年もの金利

#### 3.2 財投機関債の発行について

財政投融資制度改革初年度の平成 13 (2001) 年度は、環境事業団については財投関債の発行について検討中として、財投機関債の調達は行われなかった。平成 14 (2002) に当たり、他の特殊法人においても財投機関債の発行に前向きであり、特殊法人等改革が進められている中で、財投機関債の発行が組織の存続の前提となりつつあること等の環境の変化の中で、財政当局からも機関債の発行について重ねて強く要請があったこと等から、環境事業団としても平成 14 (2002) 年度に財投機関債を発行する方向で検討に入った。

平成14(2002)年度の予算要求に当たり、他の特殊法人においても財投機関債の発行に前向きな検討が進められ、特殊法人等改革を進めていく中にあって、逆に財投機関債の発行が組織の存廃の前提条件とすることを財政部局からも強く要請される等の状況の中で、環境事

業団では平成14 (2002) 年度から財投機関債を発行する方向で検討が行われた。また、機関債発行の債券の種類について、当初は個別の債権を担保に発行される「アセットバック債」が有効と考えられたが、①担保となる事業団債権のロットが大きく件数が少ないため柔軟な債券発行が難しいこと、②手間と経費がかかること、③譲渡先との関係に配慮を要すること、④現状において格付に格段の差のないこと(コーポレート債の参考格付けで A 上位から AA 下位ゾーン)、から再度見直しを行い、「コーポレート債」の発行を前提とした検討が行われた。この結果、平成14 (2002) 年度の機関債発行額は、コーポレート債(普通社債)として60億円が計上された。また、国庫補助金を除く、有利子資金としては財投機関債の他、財投債を要求したのであった。

環境事業団の緑地整備事業については、事業そのものが国庫補助金を受けた社会資本整備を行うものであり、市場原理における自由な競争に委ねた場合には調達困難な環境対策を講じるものであることに照らして、このような性格の事業の主たる財源を国の財政資金によらず、市場原理により自己調達するというようなスキーム転換を求められたことは、まさに財投改革の出口部分を絞られ、環境事業団にとっては事業の財源措置が極めて困難な事態に陥り、事業を存続していくことそのものが難しくなる。

## 4. 政策評価と政策コスト分析について

平成 12 (2000) 年 7 月に財政首脳会議がまとめた「平成 13 年度の概算要求に当たっての基本的指針について」には、「政策評価」として「概算要求に当たり、各施策の意図・目的、政策手段の適正性、達成効果・達成時期等を具体的に検討し、施策ごとに明示する」ことが決定された。平成 9 (1997) 年 11 月の資金運用審議会懇談会のとりまとめりを踏まえ、財政当局より環境省を通じて環境事業団に「政策コスト分析」を行うよう要請があった。財政健全性の確保、財政投融資の対象分野・事業の見直しに資するため「政策コスト」を定量的に把握し、公表することとされた。ここに、「政策コスト」とは、財政投融資を活用している事業の実施に伴い、今後当該事業が終了するまでの間に国(一般会計等)からの投入が見込まれる補助金等の総額を、「割引現在価値」として、一定の前提条件に基づいて仮定計算したものであり、具体的には以下のような推計値を合計したものである。

- ①国 (一般会計等) からの補助金、補給金、交付金は、毎年の投入額を割引現在価値に換 算する。
- ②国(一般会計等)からの出資金、無利子貸付金は、分析の最終年度までに国に返還されるものとみなし、その間の機会費用(出資金、無利子貸付金を他の用途に使用すれば得られたであろう利益に相当する額)は国からの補助金等と同様の経済効果を持つことから、これについて割引現在価値に換算する。
- ③国(一般会計等)への納付金、配当等は、国への資金の移転であることからマイナスの

補助金とみなし、割引現在価値に換算する。

この「政策コスト分析」において、事業の社会・経済的便益についての定量的分析が求められたことから、緑地関係整備事業については建設省(現国土交通省)の「大規模公園に係る費用対効果分析手法マニュアル<sup>7)</sup>」を参考として、簡便な費用便益分析が行われた。この便益分析計算では、緑地の有する価値を「直接利用価値」と「間接利用価値」とに区分し、前者を「旅行費用法」、後者を「代替法」を用いて分析が行われた。分析結果は、その後の財政投融資制度改革における政策コストの資料として検討が進められた。なお、筆者らが、2004年度に兵庫県の姫路地区の緩衝緑地事業を対象に費用便益分析を行った結果<sup>8)</sup>では、総費用は837億円、総便益は2,115億円と算出され、費用便益比(B/C)は2.53という結果を得ている。

## 5. 特殊法人等改革における緑地関係事業の整理合理化

平成 12 (2000) 年 12 月に「行政改革大綱 9」が決定され、特殊法人等の改革は、新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指す観点から、今後の行政改革の重要課題のひとつとして位置づけられた。平成 13 (2001) 年 1 月には行政改革推進事務局(以下「事務局」)が発足し、特殊法人等の業務、組織の見直し作業がスタートした。同年 3 月には事務局から環境省他関係省庁、環境事業団に対してヒアリングが行われ、4 月に行政改革推進本部に対して事務局がとりまとめた「特殊法人等の事業見直しの論点整理 10)」の報告がなされた。この後、6 月には事務局より同本部に対して「特殊法人等の事業見直しの中間とりまとめ 11)」が提出され、特殊法人等の事業見直しの方向性と検討の対象となり得る事業が示された。この中間とりまとめにおいて、環境事業団の建設譲渡事業については「国もしくは官として関与の必要性が乏しくなっていると認められる場合には、廃止、地方公共団体への移管あるいは民間事業化」等の見直しを行うとの指摘を受け、その後緑地関係事業について事務局から「廃止し、地方公共団体の技術者が不足している場合には、当面、国から地方公共団体への出向で対応。」との見直し案が出され、8 月には事務局から特殊法人等改革推進本部<sup>輸注3)</sup> に報告された「特殊法人等の個別事業見直しの考え方 12)」において事務局見解と各省庁の見解が両論併記され、公表されている。

平成年 13 (2001) 年 8 月の閣僚懇談会において、小泉総理(当時)から全閣僚に対して、「特殊法人について、廃止・民営化を前提にゼロベースからの見直しに精力的に取り組んで頂きたい」との指示が出され、事務局より特殊法人等の廃止・民営化について環境省に対して調査依頼があり、環境省は事業団を廃止できない理由、他の運営主体に移管できない理由、民営化する場合に必要な措置について見解をとりまとめ、9 月に事務局に回答している。事務局では、各府省からの回答を「特殊法人等の廃止又は民営化に関する各府省の報告<sup>13)</sup>」としてとりまとめ、公表している。この報告において、環境省は事務局に対して、緑地整備事

業については、「地方公共団体で技術者が不足している現状においては、直ちに廃止は困難。」との認識の下で、「今後は、地球温暖化対策や自然再生などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備に限定する等見直しを行う」として、「地方公共団体が実施困難な事業について、地方公共団体に代わり、事業を行うものであり、本来、地方公共団体が行政主体として行うべき事業を代行するという性格の業務」であり、「地方公共団体や民間への移管は困難」と回答している。翌10月には、8月の個別事業見直しの考え方<sup>7)</sup>を各法人に当てはめ、未だ検討中としつつも、組織見直しについて現時点における方向性を「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報告に対する意見 <sup>14)</sup>」としてとりまとめ、特殊法人等改革推進本部に提出した。この中で、環境事業団の組織については「引き続き整理合理化について検討」を行うこととされた。

平成 13 (2001) 年 12 月には、「特殊法人合理化等整理合理化計画 <sup>15)</sup>」が閣議決定され、この中で環境事業団の組織形態は、「特殊会社」に移行し、緑地関係事業については「一定期間経過後、廃止を含めた組織の見直しを行う」ことが決定された。この計画を踏まえ、平成 14 年度予算内示では、新規事業は財投対象外とされ、実質的に継続中を除き事業の廃止が内定した。特殊法人等改革に関して、平成 12 (2000) 年 12 月に「行政改革大綱 <sup>9)</sup>」が閣議決定され、平成 13 (2001) 年 12 月に「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定されるまでの約 1 年間における行政改革事務局と各省庁との協議は目を見張るものがあり、特殊法人等改革の方向性が結論を得るに至り、その意味では平成 13 (2001) 年は特殊法人改革において大きな歴史的転換点と見なすことができる。この特殊法人等改革の議論の結果を経て、戦後の高度成長下で環境対策として緩衝緑地の整備を推進し、今日では地球温暖化対策や産業廃棄物最終処分場跡地の環境保全等を進めてきた環境事業団の緑地関係事業も終息を迎えることとなった。

## 5.1 特殊法人等改革における主な検討経過

(1) 「行政改革大綱」を踏まえた事業・業務の見直し

21世紀の我が国経済社会を、より自由かつ公正なものとするため、これまでの国・地方を通ずる行政の組織・制度のあり方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要があるとの基本認識の下、平成 12 (2000) 年 12 月に「行政改革大綱<sup>9)</sup>」が閣議決定され、平成 17 (2005) 年までを一つの目途として行政改革を集中的・計画的に実施することとなった。

具体的には、「事業及び組織形態の見直し」として、すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的見直しを行うこととして、平成12 (2000) 年度中には講ずべき措置を定めた「特殊法人等整理合理化計画 <sup>15)</sup>」を策定するとともに、同計画を実施するため、平成17 (2005) 年度末までの「集中改革期間」内に、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとが示された。また、個別の事業の見

直しとしては、以下の基準により具体的な事業の仕組み、事業実施の方法・手段等に遡った見直しを行い、廃止、整理縮小・合理化、民間・国その他の運営主体への移管等、整理合理化を図るとしている。(参考)参照

平成 12 (2000) 年 12 月の「行政改革大綱」を踏まえ行政改革推進事務局(以下「事務局」という。)が 77 の特殊法人 86 の認可法人を対象に行ったヒアリング結果に基づき、同大綱の 10 項目の見直し基準を踏まえ、同事務局において事業類型別に論点を整理し、「特殊法人等の事業見直しの論点整理 10)」がまとめられ、平成 13 (2001)年 4 月に行政改革本部に報告、了承された。特殊法人等改革においては、政策的必要性、事業手法の合理性等の観点から、事業の内容はもちろんのこと、その仕組み、更には子会社等を含む事業実施の方法に遡った上で、ゼロベースから厳しい事業見直しを行うことが大前提とされ、その上で各法人の組織形態の在り方を検討することとされた。特殊法人等の性格や機能の類似性等から、概ね 18 の事業類型と 76 の論点に整理されている。緑地を含む建設譲渡事業については、「公共公物等」のうちの(公共公物等建設・譲渡・貸付)に区分され、事務局より以下の論点が示された。

#### 「(公共公物等建設・管理)

公共の用に供する営造物(道路、空港、ダム等)を建設し、一般の利用に供させるため管理するもの。

(公共公物等建設・譲渡・貸付)

建築物の敷地の整備、宅地の造成、建築物の建設等を行い、それを第三者に貸付又は譲渡するもの。

#### 〈論点〉

- ①借入金等により事業を行い、事業完了後、事業収入により事業費を回収する長期的事業 については、採算性に問題はないか。また、採算性の見通しが適切・妥当か。
- ②社会経済情勢の変化等により、当初の計画どおり事業が進捗しなかったり、採算性に問題が生じたりしていないか。
- ③一部の利用者からの収入により他の利用者のための事業費が賄われることなどによる不 公平が過大になっていないか。
- ④社会経済情勢の変化等により、既に事業の意義が乏しくなっていないか。
- ⑤国の直轄事業との役割分担が明確かつ適切か。
- ⑥当初、国家的事業としての位置づけ等から国が関与している事業について、現時点においても依然国の関与の必要性が明確になっているか
- ⑦地方公共団体、他の特殊法人、民間等において類似の事業が行われているものについて は、事業を実施すべき必要性が明らかになっているか。また、事業間の調整がなされて いるか。

⑧国の命令・指示により実施する事業については、国の政策としての必要性にまで遡って 議論する必要性があるのではないか。」

## (参考) 「行政改革大綱<sup>9)</sup>」 (平成 12 年 12 月 1 日 閣議決定) より

- ① 内外の社会経済情勢の変化により、事業の対象が著しく減少又は変質等により、事業の意義が低下しているもの。
- ② 事業本来の目標を概ね達成し、又は、近い将来、その目標を達成することが見込まれるもの。
- ③ 当初の事業計画に比して著しく非採算となり、その程度が継続的に拡大しているもの。
- ④ 事業が当初の予定に比べて著しく長期化し、実際の需要が当初の需要見通しを著しく下回っていること等により、事業効果が乏しくは不明確となっているもの。
- ⑤ 事業遂行に当たって膨大な借入又は貸付等が行われ、かつ、その規模が著しく拡大 し民業を圧迫している等、事業の政策的再評価を要すると認められるもの。
- ⑥ 本来の意図に反し、特定の対象を過度に優遇する結果になっているもの。
- ⑦ 民間において類似の事業が現に行われ、又は民間と競合しているもの
- ⑧ 他の特殊法人等において類似の事業が行われ、重複しているもの。
- ⑨ 特殊法人等の事業としてではなく、民営化、民間委託等による方が効率的なもの。
- ⑩ 事業の性格上、特殊法人等にアウトソーシングしなくとも、政府の直接処理により 十分対応可能なもの。

## (2) 「中間とりまとめ」と個別事業の見直し

各特殊法人等の事業について、①事業そのものの政策的必要性、②仮に事業の必要性が認められるとしても当該特殊法人等において行うことの妥当性、を中心に事務局が各省庁に行ったヒアリングの結果に基づき、平成13(2001)年6月に「特殊法人等の事業見直しの中間とりまとめ<sup>11)</sup>」として公表され、事業見直しの方向性が示されるとともに、検討の対象となる特殊法人等の事業が掲記された。

この「中間とりまとめ<sup>11)</sup>」においては、政府として「聖域なき構造改革」の一貫として、特殊法人等改革について「民間に委ねられるものは民間に委ね、地方に委ねられるものは地方に委ねる」との基本原則のもと、特殊法人等をゼロベースから見直しが行われ、財政支出の大胆な削減を目指すこととされた。平成13(2001)年6月に「特殊法人等改革基本法」が成立したこと等を踏まえ、同法に基づいて設置された「特殊法人等改革推進本部<sup>補注3)</sup>」

(本部長:内閣総理大臣)を中心として、特殊法人等改革の抜本的推進に全力をあげることが確認された。さらに、平成14(2002)年度予算からこれらの見直し結果等が反映されるように同法に定められた「特殊法人等整理合理化計画」の策定の前倒しについても、検

計が進められることとなった。

このような状況の下で、環境事業団の建設譲渡事業については、「中間とりまとめ<sup>11)</sup>」における「公共用物等」の中で以下のような指摘を受けている。

- 「・事業完了後、売却益等により事業費を回収する事業(公共用物等建設・譲渡・貸付事業) について、①採算性の現状及び見通しに関し、資産の状況等を含め情報公開するとともに、 ②社会経済情勢の変化等により、当初の計画どおり事業が進捗しないなど、採算性に問題 がある場合には、廃止も含め採算性の確保のための事業の見直しを検討する。
- ・官と民、国と地方の適切な役割分担、国と特殊法人等との役割分担の明確化、さらには 他の特殊法人等の行う類似事業との間の整理・合理化を図る観点から、
  - ①国もしくは官として関与の必要性が乏しくなっていると認められる場合には、廃止、 地方公共団体への移管あるいは民間事業化
  - ②国として実施することが必要な場合には国の直轄事業への移行等
  - ③特殊法人等の間の事業の統合・調整 などの見直しを行うことを検討する。」

環境事業団の緑地整備事業については、下段の①に該当する事業として、後日事務局より以下の指摘を受けたのであった。

○緑地整備関係建設受託事業については、廃止し、地方公共団体の技術者が不足している場合には当面、国から地方公共団体への出向で対応。

平成13 (2001) 年6月の「中間とりまとめ<sup>11)</sup>」において示された類型別事業見直しの方向性を、全ての特殊法人等の個別の事業に当てはめて作業を行った結果について、平成13 (2001) 年8月に事務局では「特殊法人等の個別事業見直しの考え方<sup>7)</sup>」をとりまとめ、行政改革推進本部に報告・了承された後、その内容を公表している。

この「考え方」は、平成17年度までの集中改革期間内に実現されるべき特殊法人等の事業の基本的な見直し方策を示したものであり、①平成14年度概算要求において本「考え方」の内容をできる限り反映させること、②本年内に「特殊法人等整理合理化計画」を策定すること、③このような事業の見直しを踏まえて各法人の組織について、原則として廃止、民営化を前提とした徹底した見直しを行うこと、が必要としている。

個別事業の見直しとして、環境事業団の「緑地整備関係建設譲渡事業」についての事務局見解は、基本的に「中間とりまとめ<sup>11)</sup>」後に環境省、国土交通省に示された見解を踏襲したものであり、具体的には以下のとおり。

#### (事務局意見)

○本来は地方公共団体の事務であり、現に事業継続中のものを除き廃止する。地方公共 団体に本事務を担える人材がいないならば、当面、国から地方公共団体への出向で対 応する。

平成 13 (2001) 年9月に公表された「特殊法人等の廃止又は民営化に関する各府省の報告 8) 、経済財政諮問会議において公表された改革工程表の中で、道路四公団、都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団の廃止、分割・民営化等については、総理からの指示により、他の法人に先駆けて結論を得ることとされたこと、等を踏まえ、事務局としても見直し作業の一環として、組織見直しについて現時点における一定の方向性を示すため、事務局では「各府省の報告」の概要を併記し、平成 13 (2001) 年 10 月に「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報告に対する意見 14)」としてとりまとめ、公表している。この中で、事務局からの意見として環境事業団については「引き続き整理合理化について検討する。」との意見が提示された。

(3) 「特殊法人等整理合理化計画」における位置づけ

平成 13 (2001) 年 12 月には特殊法人等改革推進本部において、特殊法人等改革基本法に基づく「特殊法人等整理合理化計画(以下「整理合理化計画 <sup>15)</sup>」という。)」がとりまとめられ、閣議決定された。この計画においては、163 の特殊法人及び認可法人を対象に、①事業及び組織形態の見直し内容を個別に定めるとともに、②各特殊法人等に共通的に取り組むべき改革事項について定めている。同計画の実現により、国の政策実施機関以外の法人として整理すべき共済組合 45 法人を除く 118 法人について、17 法人が廃止、45 法人が民営化等、38 法人が36 の独立行政法人化することが決定した。また、同計画では「組織形態についても、原則として平成14年度中に、法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成15年度には具体化を図ること」とされた。

環境事業団の組織形態並びに緑地整備事業については、「整理合理化計画」においては 以下のような整理がなされた。すなわち、

「各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置」として、

- ①環境事業団の建設譲渡事業のうち緑地整備事業については、「一定期間経過後、廃止を含めて見直しを行う」こととされた。
- ②また、組織形態については、「特殊会社とする(平成27年度までに、廃止又は民営化を含めた組織の見直しを行う。)」とされた。

緑地整備事業については、これを文字通り解釈すれば、遅くとも平成27 (2015) 年度までに廃止又は民営化を含め、見直しを行うことと解されるのであるが、平成14 (2002) 年度予算の財務省からの予算原案内示において事業そのものの存続を左右するような重要な

決定がなされたのであった。

平成13 (2001) 年12 月に環境省を通じて、平成14 年度予算及び財政投融資計画について財務省原案内示が環境事業団に対して通知された。これによると、①特殊法人等整理合理化計画により、特殊会社に移行すること、②融資条件が変更されたことを踏まえ、現行事業は特殊会社への移行時までに終了させる等、事業の実施期間、償還条件等について特殊会社への円滑な移行を妨げないように適切なものとすること、等が通知されたのであった。また、「財投内示要旨」として、①平成14 (2002) 年度以降、新規事業地区は財投対象外とする。②財政融資資金の融資条件として償還期限5年以内(2年以内の据置期間を含む。)とすることが併せて通知された。

ここで、環境事業団の緑地事業の基本的方向を左右する決定的事項となったのが、前者の「現行事業は特殊会社への移行時までに終了させる」としている点と、後者の「平成14年度以降、新規事業地区は財投対象外とする」という一節である。仮に、緑地関係の建設譲渡事業については事業の性格上自己資金である財投機関債を発行して調達すると、地方公共団体の地方債の原資である財投債の発行条件より金利が上乗せとなり、コスト増となることから事業そのものの成立は極めて困難となり、事業の存続は困難となる。「現行事業は特殊会社へ移行時までに終了」としたことは、特殊会社には一切債務を引き継がないことを明確にし、債務が残るような新たな国の財政融資は行わないことを宣言したものと解することができる。

## 5.2 緑地関係事業についての主要論点

以上の特殊法人等改革における行政改革本部並びに事務局と関係省庁との協議を踏まえると、環境事業団の緑地整備関係建設譲渡事業に係る行政改革上の課題としては、次の二点に集約されよう。すなわち、

- 1) 環境事業団の緑地事業は、本来地方公共団体が自ら行う事務ではないか。
- 2) 地方公共団体自らできないのであれば、民間に直接委託して、民間が施工すれば足りる のではないか。

これまで述べてきた環境事業団の緑地関係事業の意義と特色、技術的特性、並びに今般の 特殊法人等改革における行政改革事務局に対する環境省等関係省庁からの議論の経過等を踏 まえると、地方公共団体としての事務の困難性、民間委託の困難性については以下のように 整理することができよう。

- (1) 地方公共団体ではできない理由
- 1) 技術とノウハウ

環境事業団が行う緑地整備事業は、産業公害や大気汚染公害が著しい地域において、公 害の発生や大気汚染の防止等のための環境対策としての緑地の整備を、緊急かつ短期的に 行う事業であり、事業を実施する上においては多年の経験と事業の実績に基づく緑地整備 技術とノウハウが必要不可欠である。

#### ①特殊技術の経験、ノウハウ

環境事業団が行う緑地整備事業は、産業公害の著しい臨海工業地帯や廃棄物処分場の埋立地、土壌汚染地等早急に環境対策を講じることが必要な特殊条件下にある。このため、通常の都市公園整備とは異なり、多年の経験と事業実績に基づく専門的知見が必要となることから、国の環境対策の専門実施機関である環境事業団の経験・人材の活用が有効と考えられる。

#### ②技術スタッフの確保

環境事業団が行う緑地整備事業においては、昭和40年以来の多年に及ぶ事業の経験と実績に基づき、専門的知見と技術士、造園施工管理技士等の技術資格を有する造園・土木・建築・電気機械等の各専門分野の技術スタッフが予算の確保、事業計画の作成、設計、用地買収、積算・発注、施工監理等事業の着手から完成までを一貫した業務執行体制の下で、行政的視点を含めた「総合的なプロジェクト管理」を行い、効率的に実施している。緑地の造成に当たっては、完成後の緑地を構成する樹林を想定した「多種多層林」による樹林形成手法と大規模な面積の緑地整備の早期かつ効率的な整備を可能とするために、10mグリッドの植栽ユニットをモザイク状に構成していく「パターン植栽」の技術等が駆使された160。地方公共団体では、都市公園の整備に携わる技術者の数は平均して数人程度で、中でも造園技術者の数は1人に満たないのが実態であり、これらの地方自治体において通常行っている都市公園整備に加えて、環境対策上、緊急かつ短期間で対処する必要がある緑地整備事業に対応することは不可能である。また、短期間で集中的に実施する事業に対応するために、地方公共団体内に必要な技術スタッフを常時雇用しておくことも非効率であり、現実的に困難である。

#### 2) 資金調達

環境事業団の緑地整備事業においては「汚染者負担の原則(Polluter Pays Principle)<sup>17)</sup>」に基づき、事業費の一部に原因となる事業者の費用負担を求め、地方公共団体からの償還時に合わせて割賦償還するしくみとなっている。このことにより、費用負担する企業等においても、財政負担の平準化による初期の負担軽減が可能となっている<sup>6)</sup>。地方公共団体が緑地整備事業を行う場合は、企業負担等原因者負担に要する費用について(起債対象外経費となることから)地方公共団体又は企業等が事業財源として措置することが必要となり、事業の成立そのものが困難となるおそれが大きい。

#### (2) 民間ではできない理由

環境事業団は、国の環境対策を実施する唯一の専門機関として自らが都市計画事業の施行者となって原因者(汚染者)負担分も含め、長期・低利で償還できる資金等を措置し、公共施設となる緑地の早期整備を行っている。緩衝緑地の整備においては、汚染者負担分として事業費の1/3を立地する工業地帯等の企業側に財政負担させる仕組みとなっている。

別に工場立地法において、工場及び事業場周辺の生活環境保持を目的として、工場敷地内 の一定割合について緑地及び環境施設の整備が義務づけられている。企業側としては、自 らの敷地内での緑化負担に加えて、さらに緩衝帯となる公的な緑地整備に要する費用の1/3 を負担することに同意を得ることは容易ではない。「汚染者負担の原則」に従えば、緩衝 帯となる緑地は工場地帯の企業側で負担することが基本となると考えられるが、収益性の 乏しい公共の緑地を全額、原因企業側が全額を負担して整備することは、なおさら困難で あると考えられる。「汚染者負担原則の実施に関する OECD 理事会勧告(第2勧告)<sup>17)</sup>」で は、「汚染者負担原則は、加盟国にとって各国政府当局によって導入された公害防止及び 規制措置の費用の負担に関する基本原則<sup>17)</sup>」とし、「その意味するところは汚染者が、環 境を受容可能な状態に確保するための措置の実施費用を負担すべきであることを意味する。 換言すればこれらの措置の費用は、生産面あるいは消費面で公害を惹起するような財及び サービスのコストに反映されるべきである。17,18)」と規定されている。公的当局が定めた 規制等の措置に対応するために汚染者自らが行う対策の実施費用のみではなく、汚染の防 除のために公的当局が行う対策の実施費用も含まれる。これに対して、わが国の環境行政 では、「汚染者負担の原則」は、公害対策基本法第22条において、「事業者は、その事業 活動による公害を防止するために国又は地方公共団体が実施する事業について、当該事業 に要する費用の全部又は一部を負担するものとする。」と規定されており、同法同条にも とづき、制定された公害防止事業費事業者負担法第37条において、公害防止のための「原 因者負担」として、国や地方公共団体が行う公害防止事業費の費用の一部負担を位置付け ている。OECD が汚染者(原因者)の費用負担を原則として公的助成を規定しているのに 対して、わが国の環境法制度では、公害防止事業として公的主体が行う事業費の全部また は一部を汚染者(原因者)の負担と規定しており、事業の主体と客体が逆となっている。 ただし、いずれの場合も環境汚染を防除するための公害対策事業に対して、公的主体の財 政負担を認めており、今日では、環境政策において環境対策を実施していくための主要な 手法である「経済的手法」として定着している <sup>19)</sup>。

事業団によって整備された緩衝緑地等は、工事完成後には事業団から地方公共団体に譲渡され、都市公園として地方公共団体の管理の下で、地域住民等の自由な利用に供される公共財となることから、緑地の利用に当たって、野球場やテニスコート等の特定の施設を除き、利用者から利用料金を徴収することは、現実的に不可能である。整備に要する費用をこれらの施設使用料で賄っていくことは困難であると考えられる。したがって、収益の上がらない公共施設である緑地をゼネコン等の民間が自ら借入金で資金調達し、事業団に代わって事業実施することは、事業採算の点からも現実的に困難であり、民間の事業としては成立しがたいと考えられる。

環境基本法第 39 条において国は、「地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、 及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努め る」ことが規定されている。地方公共団体の事務との関連については、地方に委ねた場合には、必ずしも円滑に遂行されない恐れがある環境対策事業について、国として行う具体の支援の実施事務を、より効率的に行うための政府機関として環境事業団に対して国として行う事務サービスをアウトソーシングしているものと解することができる。すなわち、国自らが直営で行う場合には、そのための技術者等を行政内部に組織化することとなり、行政組織の肥大化につながり、行政改革の主旨に逆行することとなりかねない。臨時的に、国の職員が行う場合には、技術ノウハウの蓄積を図ることも難しいと考えられる。また、民間の事務との比較においても、事業団は都市計画法に認められた都市計画の施行者の立場で事業の実施主体となり、事業を円滑に遂行するものであり、受注者の立場で業務を請負う民間とは基本的に業務遂行の立場を異にしていること等により、事業団との譲渡契約に基づき、行政的判断や専門的知見を併せ持つ環境事業団の一貫した技術ノウハウと人材を活用する方が委託する地方公共団体側にとっても効率的と考えられる。

しかしながら、今般の特殊法人等改革の組織見直しは、あくまで「廃止又は民営化」を 前提として整理が行われ、それ以外は国の直接事務か地方の事務に振り分けられ、行政改 革事務局では、一貫して環境事業団の緑地関係事業は「地方の事務」と整理され、かつ緑 地整備事業を担う人材についても必要により「国からの出向」によって対処するとして、 わが国の公害対策以来、環境対策に先取的に取り組み、わが国の産業と経済の発展、国民 の生活環境の保全に多大の貢献を成した事業団の実績とそれを支えた技術・人材の評価に ついては、組織の見直しのプロセスにおいてはほとんど顧みられることはなかったと言える。

#### まとめ

本稿では、郵政民営化へ向けた財投改革と一体的に進められた特殊法人等改革の中で、「公害対策は地方の事務」として整理され、かつ人的支援は国の直営によるとの行政改革事務局並びに行政改革本部の決定により、廃止に至った環境事業団の緑地整備事業について、廃止に至るまでの経過を財投改革並びに特殊法人等改革に係る行政資料を基に、その経過を振り返り、環境事業団の緑地整備が、公害防止等のわが国の環境政策に果たした役割と意義についての評価を試みたものである。昭和41年に制定された公害防止事業団法に基づき、事業団が国の公害防止計画に位置付けられた緩衝緑地などの環境対策緑地をほぼ一元的に整備してきた。事業団による建設譲渡事業の整備手法により、わが国における都市の基盤(グリーン・インフラ)を形成し、永続性を有する公的な緑地ストックを着実に蓄積してきたことは、わが国の環境政策の上からも特筆すべき成果であり、戦後の都市の緑地政策においても重要な位置を占めていることについて、より積極的に評価されて良いものと考えられる。

環境事業団の緑地整備は、財政投融資資金による長期低利の有利子資金と国庫補助金により、安定的に事業を推進していくための財政支援措置が確保されるとともに、これと一体的

に事業団の技術力によって培われた事業を着実に遂行してきた技術的支援措置とを車の両輪 として、緑地の整備を国の立場に立って事業団自らが都市計画の施行者となり、効率的に整 備し、業務を実施してきたのであった 4),5)。

特殊法人等改革の基本方針としては、「廃止か民営化」が前提となったのであるが、環境 事業団の緑地整備は、財政基盤の脆弱でかつ緑地整備を担う専門の技術者を擁しない地方公 共団体にとっては、初期の財政負担を軽減するとともに、譲渡契約により、人材としても、 事業団が現地に建設事務所を設置して、施工監理により適切かつ早期に緑地の整備を可能と した。この建設譲渡方式による緑地整備は、事業団独自の緑地整備手法であった。

近年は、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の地球規模の環境対策に対して、環境技術としては、上記の公害対策で培ってきた技術力を活かして、わが国も国際的な協調と連携の下で、積極的に国際貢献が期待できる分野と言える。特に、現在、隣国の中国では、高い経済成長率を確保する一方で、環境保全のための措置が適切に行われずに、PM2.5 等の環境問題が顕在化しており、その影響は、海を隔てつつもわが国まで及んでいることが、大気中の計測結果から明らかになっている<sup>20)</sup>。環境事業団の緑地整備事業を始めとする建設譲渡事業は、早期かつ適切な緑地整備を可能とし、安全で安心な都市社会を実現していく上からも、中国等の現下の環境対策等おいて十分にわが国の国際貢献が可能な分野であると考えられる。

# 【補注】

- 1) 「中央省庁等改革基本法」第 20 条第 1 項第 2 号において、財務省は「財政投融資制度を抜本的に 改革することとし、郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金に係る資金運用部資金法第 2 条 に基づく資金運用部への預託を廃止し、並びに資金調達について、既往の貸付けの継続にかかわる 資金繰りに配慮しつつ、市場原理にのっとったものとし、並びにその新たな機能にふさわしい仕組 みを構築すること。」と規定されている、
- 2) 「特殊法人」とは、政府が必要な事業を行おうとする場合、その業務の性質が企業的経営になじむものであり、これを通常の行政機関に担当させても、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等に特別の法律によって独立の法人を設け、国家的責任を担保するに足る特別の監督を行うとともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的経営を行わせようとする法人のことである。
- 3) 中央省庁等改革の成果をより確実なものとし、政府における行政改革の総合的、積極的な推進を図るため、平成13年1月、内閣に行政改革推進本部が設置された。

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/)

4) 特殊法人等改革推進本部は、特殊法人等の改革の推進に必要な事務を集中的かつ一体的に処理する ため、特殊法人等改革基本法に基づき平成13(2001)年6月に内閣に設置された。

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokusyu/)

# 【引用文献】

- 資金運用審議会懇談会,財政投融資の抜本的改革について:
  (http://www.mof.go.jp/about mof/councils/unyosin/report/1a1502.htm)
- 2. 大蔵省理財局, 財政投融資制度の抜本的改革案 (骨子): (http://www.chihousai.or.jp/07/02 01.html)
- 3. 資金運用部資金法等の一部を改正する法律:
  - (http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb housei.nsf/html/housei/h147099.htm)
- 4. 鈴木弘孝(2016)緩衝縁地整備事業がわが国の環境行政に果たした役割,城西国際大学紀要 24 (7), 1-17
- 5. 鈴木弘孝 (2004) 緩衝緑地整備に果たした共同福利施設建設譲渡事業の意義と役割に関する研究, 環境情報科学論文集 No.18, 343-348
- 6. 鈴木弘孝(2005)共同福利施設建設譲渡事業における財政支援措置に関する研究,環境情報科学論 文集 No.19, 123-126
- 7. 建設省都市局公園緑地課監修 (1999) 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル, (社)日本公園緑地協会編集・発行, 43pp.
- 鈴木弘孝・高橋寿夫(2004)緩衝緑地整備の事業効果分析.環境情報科学論文集,No.18,349-354
- 9. 閣議決定, 行政改革大綱: (http://www.gyoukaku.go.jp/about/taiko.html)
- 10. 行政改革推進事務局特殊法人等改革推進室,特殊法人等の事業見直しの論点整理, (平成13年4月3日) (http://www.gyoukaku.go.jp/jimukyoku/tokusyu/ronten/)
- 11. 行政改革推進事務局, 特殊法人等の事業見直しの中間とりまとめ, (平成 13 年 6 月 22 日) (http://www.gyoukaku.go.jp/jimukyoku/tokusyu/torimatome/)
- 12. 行政改革推進事務局,殊法人等の個別事業見直しの考え方, (2001 年 8 月 10 日) (http://www.gyoukaku.go.jp/jimukyoku/tokusyu/kangae/about.html)
- 13. 行政改革推進事務局,特殊法人等の廃止又は民営化に関する各府省の報告, (平成 13 年 9 月 4 日) (http://www.gyoukaku.go.jp/jimukyoku/tokusyu/houkoku/)
- 14. 行政改革推進事務局, 「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報告に対する意見, (平成 13 年 10 月 5 日) (http://www.gyoukaku.go.jp/jimukyoku/tokusyu/1005iken/)
- 15. 閣議決定,特殊法人等整理合理化計画: (http://www.gyoukaku.go.jp/jimukyoku/tokusyu/gourika/)
- 16. 臼井敦史・鈴木弘孝・藤崎健一郎・田代順孝(2005) 緩衝緑地形成におけるパターン植栽手法の効果,環境情報科学論文集 No.19, 107-112, 査読有
- 17. 倉阪秀史, 「環境政策論(第2版)」, 信山社, 364pp.
- 18. OECD (1992) The Polluter-Pays Principle OECD Analyses and Recommendation: (http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf)
- 19. 閣議決定, 第三次環境基本計画: (https://www.env.go.jp/press//files/jp/7955.pdf)
- 20. 環境省, 環境省大気汚染物質広域監視システム: (http://soramame.taiki.go.jp/)

# Treatment of the Green Construction Projects in the Reform of Special Public Corporations

## Hirotaka Suzuki

#### **Abstract**

As part of the reform of the government's investment and loan program and the accompanying reform of special public corporations, green construction projects such as buffer green belts constructed by the Japan Environmental Corporation (formerly the Pollution Prevention Corporation, below "the Corporation"), to conserve and improve the living environment in order to prevent industrial pollution in the 1960s were abolished, excluding projects in progress since 2001 This was done because such projects should be "primarily the business of local governments", based on the special public corporations consolidation and rationalization plan decided by the Cabinet in December 2012. Green construction projects by the Corporation is a system enabling the national government to support local governments to quickly and efficiently construct greenery space as environmental measures through financial support measured including fiscal investment and loan funds, and technical support measures based on the Corporation's green technology. The greenery spaces that have been constructed have contributed to conserving and improving the living environment as permanent urban infrastructure. The Corporation's green construction methods have been employed as effective environmental measures for high speed construction of green spaces, I think that this method should be revaluated as an environmental field which Japan can expand globally to, for example, mitigate present air pollution problems in China.

Keywords: reform of special public corporations, reform of the government's investment and loan program, consolidation and rationalization plan of special public corporations, Japan Environment Corporation, green construction project